

建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届

労働局長 殿

(公共職業安定所長経由)

建設労働者確保育成助成金の計画を変更に係る届出を行います。

(届出年月日) 平成 年 月 日

届出者	① (フリガナ) 建設事業主等の名称 (フリガナ) 代表者の役職名及び氏名 所在地 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 (フリガナ) 氏名 所在地	〒 (電話)	③ 計画を変更しようとする助成金のコース ・認定訓練コース (経費助成) ・技能実習コース (経費助成) 又は (貸金助成) ・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業 コース (事業主経費助成) ・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業 コース (事業主団体経費助成) ・建設広域教育訓練コース (推進活動経費助 成) ・建設広域教育訓練コース (施設設置等経費 助成) ・新分野教育訓練コース (経費・貸金助成) ・作業員宿舍等設置コース (経費助成)
	② 担当者の職名及び氏名	〒 (電話)	
④ 変更しようとする事項		⑤ 変更前の計画	⑥ 変更後の計画
⑦ 変更の理由			

(注) 1. この計画変更届を提出する時は、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄

受理番号:	
受付印	

建設労働者確保育成助成金に係る計画変更の届出について

1 提出上の注意

- (1) この建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届（以下「変更届」といいます。）は、所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長へ届出を行った計画について、やむを得ない事由によりその計画の内容を変更しようとする場合（各助成金コースの計画届の裏面に記載されている変更事由が生じた場合に限り）に管轄労働局又はハローワークに提出する変更届です。
- (2) この変更届は、届出を行った計画の内容に変更が生じた場合に、各助成金コース毎に定める期間までに管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。（新分野教育訓練コース（経費・賃金助成）については、対象訓練を開始する日の前日までに提出することが必要です）
- (3) 以下の助成金に係る変更届には、次に定める書類を添付して下さい。
 - イ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成）は、変更後の事業計画内訳書
 - ロ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）は、変更後の事業計画内訳書
 - ハ 建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）は、変更後の職業訓練推進活動計画内訳書
 - ニ 建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）は、変更後の職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書

2 記入上の注意

- (1) ①「届出者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ③「計画を変更しようとする助成金のコース」欄は、助成金のコースのうち該当するものに○印を付けて下さい。
- (3) ⑦「変更の理由」欄は、変更の理由を具体的に記入して下さい。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がございましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。